

14. 酪農経営について

(1) 酪農経営（インサイダー）における生乳の流通機構（生産から系統機関・指定団体への販売委託、指定団体によるメーカーとの価格交渉など）と、それに対しても現状の公的補助がどのようになされているかを、教示願いたい。

（回答）

指定生乳生産者団体に生乳を出荷している酪農家の場合、生乳の販売を指定生産者団体に委託し、指定生乳生産者団体から出荷量等に応じた対価を受け取ることになります。

この対価は指定生乳生産者団体がメーカーと協議の上、飲用、はつ酵乳、生クリーム、特定乳製品、チーズといった用途別に決定された乳価を元に計算されています。

このうち、特定乳製品向けの生乳（加工原料乳）については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）に基づき、指定生乳生産者団体交付金を設け、加工原料乳の生産者に対する補給金を交付し、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保を図っています。

また、加工原料乳価が下落した場合には、加工原料乳生産者経営安定対策事業により、生産者と国が抛出して造成した積立金からの補てんを図り、経営への影響緩和を図っています。

14. 酪農経営について

(2) 指定団体とメーカーの価格交渉の内容（どのような交渉を経て価格や生乳・加工への配分が決定されたか）について、酪農経営者よりオープニング化を図るべきとの指摘があるが、見解をいただきたい。

(回答)

生乳受託販売等に係る情報の開示については、「指定生乳生産者団体の受託規程について」(平成13年2月28日付け12生畜第847号生産局長通知)の別紙、模範受託規程例第18条において、指定生乳生産者団体は生乳取引の公正及び安定を確保するため、すべての取引先と生乳取引契約を締結したときは、遅滞なく、用途に応じた区分ごとの生乳の価格、販売見込数量等生乳取引契約の概要を委託者及び生乳受託販売に係る生乳を生産した者に開示すべきことが示されているところであり、現在指定を受けているすべての指定生乳生産者団体の受託規程に規定されているところです。

14. 酪農経営について

(3) 指定団体の設立条件を教示願いたい。併せて、酪農経営者で組織される農事組合法人も指定団体となり得るのか、教示願いたい。

(回答)

指定生乳生産者団体は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第5条において、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体とされます。

この生乳生産者団体については、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第6条第1項において、「生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。」とされているため、農事組合法人は指定生乳生産者団体となることはできません。

14. 酪農経営について

(4) 指定団体への加入要件をご教示願いたい。併せて、酪農経営者で組織される農事組合法人が、農協や県酪連を通さず、直接、指定団体へ加入することが可能か否か教示願いたい。

また、加入が可能とされる場合、農協と同様の会員資格が得られるのか、教示願いたい

(回答)

現在、指定生乳生産者団体は、沖縄を除いてすべて農業協同組合連合会となっています。酪農経営者で組織される農事組合法人については、農業協同組合法第12条第2項に定められている農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者とされていないことから、農業協同組合連合会の会員になることはできないと考えられます。

なお、沖縄県の指定生乳生産者団体の加入要件については、各団体の定款に定めによるものと承知しています。

14. 酪農経営について

(5) 酪農経営者で組織される農事組合法人が、県酪連に直接加盟することができるか否か、教示願いたい。

(回答)

農協法において、農業協同組合連合会の会員になることができる者は、

- ① 農協及び連合会
- ② 他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行いうもの
- ③ 組合が主たる構成員又は出資者となっている法人
とされており、酪農経営者で組織される農事組合法人は会員となることはできない。

14. 酪農経営について

(6) 農協（単協）と組合員等の生乳受託契約によると、組合員等は、農協（単協）の生乳受託規程及び県酪農業協同組合連合会の生乳受託規程を承認の上、組合員等の委託する生乳の全量を、特別の条件を付さず、農協に生乳受託販売に係る委託をすることになっている。

① 「生乳受託規程を承認の上」と規定されているにも関わらず、組合員が実際に生乳受託規程の開示を求めて一切回答がなく、開示しようとすらしないとの指摘があるが、見解を伺いたい。

② 生乳委託契約において、生産者は農協（単協）や県酪連などの系統機関に全量を委託することとなっていると聞くが、全量とする理由及び法的根拠を教示願いたい。

③ インサイダーの酪農経営において、自立のために、経営努力として自家加工や自分で販売先の開拓をしようとしている者もいるが、補給金を得るために、一旦全量農協（単協）に売り、それを買い戻しているのが実態であると聞く。経営者にとって、系統機関は販売先の一つであり、全量販売契約を強制することは、経営の自由（販売先の選択の自由）を奪うことになると考える。酪農経営の自立を促すためにも、全量販売契約を改め、系統機関への販売量は、経営者の意志で決定できるよう改めると考えるが、見解を伺いたい。

（回答）

- ① ご指摘の生乳受託規程の詳細が不明であり、回答は困難です。
- ② 生乳の受託契約については、「指定生乳生産者団体の受託規程について」の別記1、生乳受託契約例第1条において、県酪農業協同組合等が取り扱う生乳の全量を、特別の条件を付さずに指定生乳生産者団体に生乳受託販売に係る委託を行う旨が示されています。
- ③ 指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売については、「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」（平成10年4月16日付け10畜A第8.8.1号畜産局長通知）により、自らが所有する加工施設において自らが生産した生乳を加工することを認める等、意欲的な生産者の自由な活動条件の整備を図っているところです。

14. 酪農経営について

(7) 指定団体とメーカーの交渉において前提となる乳質基準（脂肪分等）はどのように決定されているか教示願いたい。

(回答)

生乳取引における乳成分の基準は、指定団体と乳業者との間で自主的に決められた基準であると承知しております。

14. 酪農経営について

(8) 酪農経営者より、(7) の乳質基準の変更（昭和55年以降、脂肪分・無脂乳固形分について段階的に引き上げ、昭和55年に細菌・体細胞について追加、以降段階的に引き上げ）に伴い、従来飼料として利用してきた自給飼料では飼料品位が日本独特の高温多雨気候に大きく左右されるため、生乳においても高位に設定された乳質基準を安定的に満たすことができず、当該基準を安定的に満たすためには、価格が高くとも、安定して高品位かつ大量調達できる輸入飼料を使わざるを得ないと指摘があるが、見解を伺いたい。

（回答）

生乳取引における乳成分の基準については(7)のとおり、指定団体と乳業者の間で自主的に決められた基準であり、消費者のニーズに応える基準となるよう両者の間で合意したものと承知しております。

なお、酪農経営における安定的な乳量・乳質の向上を図るため、酪農経営者の判断のもとで、適切な飼料給与等による乳用牛の飼養管理の改善が進められているところです。

その中で、自給飼料については、畜産業の持続的な発展を図るとともに、安全で安心な畜産物の生産を推進する上で重要と考えており、優良多収品種や新技術の活用等による飼料増産に取り組んでいるところです。

14. 酪農経営について

(9) 消費者のニーズの多様化に伴い、脂肪分等の低い生乳へのニーズも確実にある。(7) の乳質基準を柔軟に設定することにより、ニーズの多様化に対応できるだけでなく、自給飼料の活用により経営コストの削減も可能となり、ひいては、耕作放棄地等の有効活用も期待できるなど、好循環が期待できると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

生乳取引に係る乳脂肪分の基準につきましては、生産者団体と乳業者の間の自主的な基準であり、昭和62年度に生産者団体と乳業者が合意の上で、3.2%から3.5%に引き上げられたものと承知しております。これに伴い飲用牛乳の消費が拡大したことにも留意する必要があると考えております。

なお、自給飼料の活用についてはご指摘のとおり、経営コストの削減につながる取組であることから、耕作放棄地等の有効活用等様々な取組により、必要な飼料が確保されるよう飼料増産を推進していくたいと考えております。

1.4. 酪農経営について

- (10) メーカーと指定団体が交渉時に使用する成分検査結果については、現在、メーカーと指定団体がそれぞれ保有する検査機関で得られた検査結果をもって、交渉を行っていると聞く。これについて、酪農経営者より、交渉をスムーズに進めるためにも、同じ検査結果を共有できるよう、第三者検査機関を設置し、その検査結果を利用すべきとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(回答)

指定団体と乳業者との間の乳代精算のための取引検査は、双方のいずれかによって行われておりますが、指定団体と乳業者双方が検査結果を尊重できるようになりますために、その検査結果を第三者的に評価する仕組みの構築が重要であると考えております。このため、関係団体において、検査精度が一定水準を満たしている検査機関を認証する認証制度の導入を検討しているところです。

14

(11) 県酪連は農協（単協）を通じて各組合員から「預り金」等の名目で、出荷 1 kg 毎に 50 銭～ 1 円程度を徴収（強制徴収）していたが、その用途は一切開示されなかつたとの指摘がある。当該県酪連への「預り金」の制度は事実か否か、また、現在も徴収されているのか、教示願いたい。また、「預かっている金銭」であることを鑑みると、組合員にその目的や用途をオープンにすることが不可欠であると考えるが、見解を伺いたい。

C
(回答)

ご指摘の「預り金」は、法令等による制度ではありません。また、ご指摘のような徴収を独自に行つている県酪連等については、詳細が不明であるため、回答は困難です。

(12) (11)に加え、「需給対策預り金」や「乳価対策預り金」も1kgあたり一定手数料を徴収（強制徴収）されており、その使途は一切開示されていないとの指摘がある。当該「需給対策預り金」や「乳価対策預り金」は具体的にどのように使われているのか、教示願いたい。
また、「預かっている金錢」であることを鑑みると、組合員にその目的や使途をオープンにすることが不可欠であると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

ご指摘の「預り金」は、法令等による制度ではありません。また、ご指摘のような徴収を独自に行っている県酪連等については、詳細が不明であるため、回答は困難です。



C